

改定	現行	改定の内容
<p data-bbox="480 638 1026 779">電子納品に関する手引き 【土木工事編】</p> <p data-bbox="566 1318 943 1367">令和6年4月改定</p> <p data-bbox="638 1843 872 1892">札幌市</p>	<p data-bbox="1650 638 2196 779">電子納品に関する手引き 【土木工事編】</p> <p data-bbox="1774 1318 2080 1367">平成31年3月</p> <p data-bbox="1804 1843 2039 1892">札幌市</p>	<p data-bbox="2597 1094 2712 1119">年月の改定</p>

改定	現行	改定の内容
<p>1 電子納品に関する手引き【土木工事編】の位置付け 「電子納品に関する手引き【土木工事編】」(以下「手引き」という)は、札幌市が発注する土木工事における工事完成図書を電子納品する際に、円滑に実施できるよう、適用する基準を示し、かつ運用上の注意点を示したものである。</p> <p>2 適用する工事 本手引きは、札幌市における土木工事に適用する。 (特記仕様書記載例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 電子納品を行う場合は、「電子納品に関する手引き【土木工事編】」に基づいて行うものとする。</p> </div>	<p>1 電子納品に関する手引き【土木工事編】の位置付け 「電子納品に関する手引き【土木工事編】」(以下「手引き」という)は、札幌市が発注する土木工事における工事完成図書を電子納品する際に、円滑に実施できるよう、適用する基準を示し、かつ運用上の注意点を示したものである。 この手引きを作成することにより、これまで運用してきた「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」は廃止とする。</p> <p>2 適用する工事 本手引きは、札幌市における土木工事に適用する。 電子納品について、発注者は電子納品対象工事とする場合は、共通仕様書等に電子納品についての記載がない場合は、対象とする工事の特記仕様書に記載する。 原則として設計金額が2千万円以上の国庫補助事業は、全て電子納品の対象工事とする。</p> <p>(特記仕様書：記載例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第〇〇条 電子納品</p> <p>1 本工事は電子納品対象工事とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木工事編】」に基づいて行うものとする。</p> <p>2 工事完成図書は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R等)で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。</p> <p>3 工事完成図書の提出の際には、施工中及び完成前にシステムチェックとウィルスチェックを実施したうえで提出すること。</p> <p>※上記の記載例に無い項目については、別途作成するものとする。</p> </div>	<p>「電子納品運用ガイドライン」を廃止して5年以上経過し、旧ガイドラインを誤使用する可能性は低いため、旧ガイドラインの記載を削除する</p> <p>電子納品を推進し書類作成の効率化をより図るため、対象工事の要件を削除する</p> <p>本手引きを改定したことによる、特記仕様書記載例の変更</p>

改定	現行	改定の内容
<p>3 適用する基準</p> <p>土木工事における電子納品については、国土交通省が作成した電子納品に関する基準類(以下「国土交通省基準」という)の適用を基本とする。なお、国土交通省基準とは「工事完成図書の電子納品等要領」(以下、「要領」という)、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」(以下、「ガイドライン」という)等であり、契約締結時の最新版を適用する。</p> <p>国土交通省の電子納品に関する最新の情報については、「電子納品に関する要領・基準」Webサイト(以下、「電子納品 Web サイト」という)を確認すること。</p> <p>また、電子納品 Web サイトの「Q&A」のページには、これまでに寄せられた電子納品に関する問い合わせと回答が掲載されているので併せて確認すること。(国土交通省 「電子納品 Web サイト」 https://www.cals-ed.go.jp/)</p> <p>「要領」は、工事関係図書及び完成図等を電子成果品として納品する場合における電子データの使用を定めたものである。具体的な運用方法は、「ガイドライン」による。</p> <p>「ガイドライン」は、「要領」に従い電子的手段により引き渡される成果品を作成するにあたり、発注者と受注者が留意すべき事項等を示したものである。</p> <p>4 運用上の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書、札幌市要領等に電子納品について記載がある場合は、特記仕様書、札幌市要領等を優先する。 ・各工事等における電子納品の取扱いは受発注者間で協議・確認する。なお、協議・確認は、国土交通省の「電子納品事前協議チェックシート(土木工事用)」、「CAD データ事前協議チェックシート」、「CAD データ成果品チェックシート」、「CAD データ発注図面チェックシート」を参考とし、該当しない項目は修正または省略する。 ・電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R等)で提出する場合、原則正副2部提出する。 ・「国土交通省基準」及び設計図書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合の協議については施工協議簿等で行うこと。 ・施工中の情報管理や電子成果品の保管管理について、発注者は「札幌市情報セキュリティポリシー」に則って行うこと。その際、受注者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。 	<p>3 適用する基準</p> <p>土木工事における電子納品については、国土交通省が作成した電子納品に関する基準類(以下「国土交通省基準」という)の適用を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子納品等要領(以下「要領」という) ・電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という) <p>国土交通省の電子納品に関する最新の情報については、「電子納品に関する要領・基準」Webサイト(以下、「電子納品 Web サイト」という。)を確認すること。</p> <p>また、電子納品 Web サイトの「Q&A」のページには、これまでに寄せられた電子納品に関する問い合わせと回答が掲載されているので併せて確認すること。</p> <p>なお、国土交通省基準は、工事契約締結時の最新版を適用する。</p> <p>国土交通省 「電子納品 Web サイト」 http://www.cals-ed.go.jp/</p> <p>「要領」は、工事関係図書及び完成図等を電子成果品として納品する場合における電子データの使用を定めたものである。具体的な運用方法は、「ガイドライン」による。</p> <p>「ガイドライン」は、「要領」に従い電子的手段により引き渡される成果品を作成するにあたり、発注者と受注者が留意すべき事項等を示したものである。</p> <p>4 運用上の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国土交通省基準」及び設計図書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合の協議については施工協議簿等で行うこと。 ・本市土木工事に係る仕様書や要領等のうち、電子納品に関し「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」と記載があるものについては、「電子納品に関する手引き【土木工事編】」と適宜読替え適用する。 ・施工中の情報管理や電子成果品の保管管理について、発注者は「札幌市情報セキュリティポリシー」に則って行うこと。その際、受託者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。 	<p>文言の整理</p> <p>URLの修正</p> <p>特記仕様書についての記載を追加</p> <p>各チェックシートの活用についての記載を追加し取り扱いを明確にした</p> <p>「電子納品運用ガイドライン」を廃止して5年以上経過し、旧ガイドラインを誤使用する可能性が極めて低いため、旧ガイドラインの記載を削除する</p> <p>受託者を受注者に修正</p>

新旧対照表(電子納品に関する手引き【土木工事編】)令和6年4月

改定	現行	改定の内容
<p data-bbox="264 317 1240 495">作成：平成31年(2019年)3月 改定：令和6年(2024年)4月1日 発行：札幌市財政局管財部 工事管理室 Tel 011-211-2462、Fax 011-218-5135</p>	<p data-bbox="1430 317 2407 537">作成：平成31年(2019年)3月 発行：札幌市財政局管財部 工事管理室 Tel 011-211-2462、Fax 011-218-5135</p>	<p data-bbox="2516 394 2656 426">改定年日を追加</p>